

平成 25 年度第 1 回太子町行財政審議会議事録

日 時 : 平成 25 年 10 月 22 日午前 10 時～

場 所 : 太子町役場 2 階 委員会室

第 1 回 太子町行財政審議会 議事録

1 審議会の日時及び場所

日時 平成 25 年 10 月 22 日（火）

開会 午前 10 時

閉会 午前 11 時 40 分

場所 太子町役場 2 階 委員会室

2 審議事項

特別職の給料及び報酬の見直しについて

3 委員の出席・欠席

出席委員：泉尾 啓之 山本 俊博 福田 敏博 廣橋 吉三

赤松 伊登枝 門田 善二

欠席委員：伊藤 道司

4 事務局

総務部長 香田 大然

総務課長 栄藤 雅雄

総務課係長 山崎 将

5 傍聴者 なし

6 審議経過及び結果

別紙にて記載する。

1 開 会

2 町長あいさつ

3 会長あいさつ

4 会長職務代理者の氏名

会長が山本俊博委員を指名

5 議事録署名委員の指名

会長が山本俊博委員と廣橋吉三委員を指名

6 町長より諮問

7 審議「特別職の給料及び報酬の見直しについて」について

事務局	(諮問事項に係る資料の説明)
会長	ただいま説明がありました内容につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
赤松委員	非常勤特別職の報酬額のうち消費生活モニターについて、年額 3 万 1000 円となっていますが、支給額が交通費などに対して少なく大変だと聞きます。
事務局	消費生活モニターにつきましては、この資料にありますとおり、明確な規定がない団体が多いです。当町は消費生活モニターとして条例上の規定がされており、年額 3 万 1000 円という報酬が支給されている訳ですが、他の自治体に同様の規定がないということは、法定の委員ではないと思われます。消費生活モニターの事務局の方で、現在かなり活動していただいているので、この報酬額では活動がしにくいというようなことであれば事務局の方と話をさせていただきたいと思うのですが、比較がしにくいのが現状です。また、事務局から、この報酬額が高い低いというような話は聞いておりません。
山本委員	質問されました内容については、事務局の方に伝えさせていただき、今後検証をさせていただきたいと思います。
	特別職の給与の改定ということで、これまでは、多分、上げていただきたいという思いでの諮問だと思うのですが、前回の平成 10 年に改定された額を現在まで適用されているということですので、消費者物価指数等と鑑みる必要があると思いますので、平成 10 年の消費者物価指数を 100 とした場合、現行どうなっているのかをお教え願えればと思います。

事務局

まず指標となるのが、一般行政職の給料について毎年夏に出ます人事院勧告と言われるものなのですが、それでは、物価や民間の給与水準について、数千社調査をして、人事院が国家公務員の給与についてこれぐらい、上げましょう、または下げましょうというような勧告をします。その数字が物価についてかなり綿密に盛り込まれていると思っております。その人事院勧告の状況なのですが、平成10年当時と比較しますと、毎年、0.何%を引き上げる、あるいは2%1%引き下げるといった勧告がされています。平成10年以降、若年層はほとんど変わっていないのですが、高年齢層については平成17年度に7%減額するといったいわゆる給与の構造改革によって引き下げが行われております。入庁したての職員、20代の職員については、引き下げはゼロ、それから40代50代、高年齢層になるに従って減額率のカーブがきつくなっており、50代、55歳後半の職員につきましては7%というような減額がされたところです。通算すると減額の率が高い年齢層では、大体10%ぐらいの減額になっています。今言われました物価上昇等のことも、この人事院勧告はすべて包括しているという認識を持っています。

今の特別職の給与につきましては、先ほど事務局の方から説明しましたとおり、他団体ともに本給は改正されておらず、ほとんどで減額措置がされています。5%カットとか10%カットとかという減額措置がされており、本給そのもの、月額自体は触っていないという状況が他団体では続いています。

当町の町長の20%削減というのは、他団体と比べまして高い減額水準かと思います。ただ副町長、教育長については減額措置をしておきませんので、そこを検証しますと、他団体よりもちょっと高い水準にあると感じています。それから非常勤の特別職の方を比較しますと、中には当町が他団体と比較して少し低い水準にある報酬もありますが、平均的な水準よりも少し上にある報酬について、この水準に持っていく事が適当ではないかというような方向で考えてはどうでしょうか。もちろん委員さんの中で、下も上げようというような意見も言っていただいても結構です。

会長

町長については、昨年の選挙公約で20%減額が実施されているのですが、副町長、教育長といった特別職について何か案的なものがあったら、検討しやすいのではと思うのですがその点はどうでしょうか。

赤松委員

それに関してですが、町長の給料については、やはり公約は公約ですよね。副町長、教育長も、その現状をご存知だと思います。

廣橋委員

また、副町長や教育長も、他町の状況を見ていらっしゃると思うのですが、ある程度、町長に従って減額することを考えられないのかなと思います。

事務局

太子町は町長が選挙の公約で減額措置されていますが、猪名川町や稲美町といったところでは、町長だけでなく、副町長、教育長も減額が行われています。これはどういう考え方に基づいて、減額措置されたのでしょうか。

それぞれ団体に事情があるとは思いますが、基本的には、この特別職の給与に関しましては、各団体とも特別職の報酬審議会等で3年から5年というようなスパンで定期的に検証するというのが理想的な形です。

こういう特別職の報酬審議会等で、現在の自町の水準、他団体の水準はこういう水準であり、適正な水準にある、あるいは、ちょっと低いから上げた方がいいのではないかと、あるいは高いから下げるべきではないかというような検証をした結果、10%減にしましょうとか、あるいは5%減にしましょうというようなことが、財政状況も加味して審議会から答申されるというのが理想なのですが、首長の考えで特別職については減額措置をしようということで、議会に提出されたという団体もあると思います。すべてがこういった審議会的なところ経た上で、数字が決まっているかと申しますと、そうではないこともあります。

太子町については、昨年の9月議会で町長の公約ということで20%減額という一部改正条例を提出したのですが、そのときに、町長自身がこれは私の公約であり、副町長、教育長まで給与減額を及ばないとされ、町長のみ20%減額ということで、議会で可決されました。

事務局としては、途中に減額、一部カットした時期はありましたが、長らくこういう審議会を開催せずに、適正な水準がどれぐらいなのかという検証をしておりませんでしたので、やはり検証すべきだということで、この度の町長の諮問となりました。

この審議会では、他団体のカット後の数字と比較してこの程度が大体適正であろうという水準を検証いただきたいと思います。

廣橋委員

今、事務局からいろいろ説明いただいたのですが、資料に出ている町長、副町長、教育長の給料について、太子町、猪名川町、稲美町、播磨町の数字が書かれていますが、太子町と稲美町、播磨町等とは人口等いろいろな面で似ていますし、これらと比較すると、いい線がでるのではないかと思います。

	特別職の報酬をどのように持っていったらいいかということについては、大変難しい内容になってくると思います。 私も以前、議会議員を務めさせていただいたのですが、ほとんどが今までの場合、増額でした。答申が審議会の方から出ていましたけれど、ほとんど増額で、町長、当時の助役や教育長、議長、議員の報酬も上がっていました。そのときは、やはり経済成長がまだ続いていましたから、報酬もどんどん上げていかなければならないような状態だったのですが、今回のこの行財政審議会で諮問されている内容は、かなり難しい内容を含んでいるように私は思います。
事務局	今おっしゃられたとおり、過去、平成10年までの特別職の給与水準については、ずっと右肩上がりの増額でした。事務局としては、本町は、町長の20%減額というのは別にしまして、副町長、教育長に関して言いますと、高い水準にあるという認識を持っています。 ですから、決して、増額ということではございません。むしろ今回は減額ということを念頭に置いているところです。
赤松委員	この給料の詳細は広報に載っていますよね。それについて、役場の方に給料が高いとかと言った意見はありませんでしたか。
事務局	特別職を含めました一般行政職の給料につきましては、広報あるいはホームページで公表しています。特別職の報酬について、ちょっと高過ぎるというような意見というのは、私が記憶している限り、直接的に役場の方、例えば、電話や提案箱に届いたということはありません。ただ、一般行政職の方につきましては、やはりかなり民間の給与水準というのも上下がありますんで、広報を発行した時に平均的な年齢と平均的給与というのが公表されるので、そういう数字が公表されますと、役場の職員はこんなにもらっているのかというような電話が広報を発行した直後に入るといった年があったと記憶しています。
泉尾委員	今、給料の金額は公表されているということだったのですが、この数字だけ見させていただくと、今は時限的ではありますが、町長と副町長の報酬が逆転してしまっている状況になっていて、その水準はどうなのかと、相対的に比較するとそういう風に感じます。
事務局	今、泉尾委員の言われました内容については、昨年9月の議会でも意見がでました。町長が20%減額することによって、副町長と月額が逆転する。もちろん年収も逆転するわけなのですが、他団体の事例についても大分研究させていただいたのですけれども、例えば30%40%減額しましょうというような選挙公約でもって当選された首長がおられて、それで首長に合わせて副首長、教育長も減額する

	というような事態になりますと、一般行政職の職員と比べても、特別職の方が低いというような事態も考えられないこともありません。その時に、副首長、教育長の引き受け手があるのかというような問題です。昨年 9 月の段階での話は、町長のみ減額することは選挙公約に基づくものなのだという答弁をされております。当然、我々も町長よりも副町長の方が高いということについては、違和感がありますし、当時そして現在も副町長は、やはりその辺について、常に思っておられます。町長の 20% 減額がないとして、今の町長の給与水準というのはどの辺がいいのかという検証もしていただきたらと思います。
福田委員	太子町の状況を見ると、現行前の平成 8 年 4 月から、現行の平成 10 年 4 月までの 2 年間の間でそれぞれ約 2%、同じように、播磨町の場合も 89 万が 92 万に約 2% アップしています。ただ一方で、市川町では平成 10 年に 83 万だったものが、平成 13 年にはかなり減っていることから見ると、太子町においては、最低でも平成 8 年の給料もしくはそれ以下にする方が今の情勢から考えてみると適切なのではないか、時期的にどうするかということは今後検討していく必要があるかと思いますが、最低でも平成 8 年の給与まで引き落とすのが適当だと思います。
事務局	配付している資料では減額措置後の金額がどれぐらいになっているかが、わかりにくいことはないでしょうか。もう 1 点、太子町が常に意識している類似団体が県内では、猪名川町、播磨町、稲美町の 3 団体です。それ以外の町については、産業構造や経済状況、人口規模等が違っておりますので、常に意識しているのは、やはり猪名川町、稲美町、播磨町この 3 団体です。この 3 団体を基に事務局で資料をつくっております。何も資料なしでどの水準に持っていくかということについて、なかなか議論しにくいと考え、その 3 団体を基にした資料を作っておりますのでお示しさせていただきたいと思います。会長よろしいでしょうか。
会長	何か資料がある方が検討しやすいと思いますのでお願いします。 (資料配付) では説明をお願いします。
事務局	(資料の説明)
会長	ただ今説明がありました県内類似団体間の比較と算定額について、ご覧いただいて御意見を頂けたらと思います。
廣橋委員	最初に配付された資料の特別職の数字を見ますと、太子町も猪名川町、稲美町、播磨町もよく似た水準だというふうに認識していた

わけですけども、こういう数字を比較した場合には、やはり他の町と水準を合わせた方向へ持って行く方がベターではないかと思います。太子町長については、選挙の公約として町民に約束されたことですから、いたし方ないとしても、ほかの副町長、教育長の水準は、稲美町、播磨町、猪名川町に近いような数値のところで考えていかなければいけないのではないかと思います。

会 長

資料上から 2 行目の町長の 20%、副町長 10%、教育長 8 %というのが妥当な数字になるでしょうか。

事 務 局

この算定額の四つについて、その意図について説明をさせていただきたいと思うのですが、まず 1 番上の 20、15、13 なのですが、これは町長が今 20%カットされていますのでその 20 に合わせるとするならば、副町長、教育長は 15、13 ぐらいがどうかという感覚的に作った率です。2 段目の 20、10、8 というのは、他の町の真ん中ぐらいの数字です。3 段目、4 段目ですが 10%、8%一律のカットなのですが、町長、副町長、教育長のそれぞれのカット率に差をつける必要はないのではないかと、例えば、国家公務員については現在平均 7.8%カットというような数字があるわけなのですが、それについては、高年齢層については高い数字、若年齢層については低い数字という差があります。

町長、副町長、教育長についてそういう差をつけるのはどうかと、一律の減額というような水準でも別段おかしくはないのではということで、一律 10%というような数字で出してみるとどうなるか、あるいは一律 8%というような数字で出してみるとどうなるだろうかということで作った数字でございます。審議会としてこの給与水準というのが適当であろうというような水準を導き出していただきましたら、カット率については、答申をいただいた上で、事務局の方で、答申内容がこうであるから、給与水準がこういう数字であるから、こういうカット率でいこうとか、あるいは本俸それ自体を下げようとかいうことを考えていきたいと思っております。カット率ではなく、水準を審議いただきたいと思います。その次の非常勤特別職についてもそうなのですが、単純に平均に近い数字を記入しておりますので、一つの目安として考えていただけたらと思います。

廣橋委員

私は今まで町長、副町長、教育長のことに関して意見とか質問をしてきたのですが、非常勤特別職の方に及びますと、太子町がすべての面にわたって、多くの報酬を支給していることがわかります。

例えば、教育委員会委員とか監査委員といったところについては、他の町は月額で計算されているところもあるようですが、太子町は

年額で、数字に大幅な差が生じているように思いますが、これは今まで行財政審議会の答申に基づいてこの数字が出てきたのでしょうか。

事務局

本町は行財政審議会での特別職の報酬を審議していただいているのですが、他の団体は特別職報酬審議会という名称が主なのですが、非常勤の特別職についての議論は行われていませんでした。助役、教育長の給料についての審議はされるのですが、それ以外の非常勤特別職につきましては、私が記憶している限り、助役財政担当課長会議が、旧揖保郡で毎年行われ、その席で人勸等を加味して、2、3年に一度の見直しが行われていました。従いまして、特に非常勤の特別職について検証していたかということ、審議会の方では、そこまではしていなかったというふうに思います。実際にこの行財政審議会の担任事項も、今日お配りしております参考資料の条例第2条第1項第2号に議会議員の議員報酬、町長、副町長及び教育長の給与の額に関するということになっており、実はこの非常勤特別職の報酬については、直接的な担任事項にはなっていないのですが、この度については併せて審議していただきたいということです。

会長

今の説明によりますと、確かに太子町の教育委員、監査委員は特に高いのですが、従来の旧揖保郡の中での調整があったということですね。何か他にご質問はございますか。

福田委員

私はこの非常勤特別職のことは、教育委員をやっておりますのでなかなか言える立場ではありません。高いか安いかわかる判断をしようというのは、なかなか厳しいと思うのですが、明らかに猪名川町、稲美町、播磨町と比べると、かなり高いのかなという感覚もありますし、一方では近隣のたつのか姫路、赤穂と比べると妥当な額なのかなという感覚が一方ではあります。確かに産業構造や人口規模的には、この3町と比較するというのは、比較の上では、妥当なのかなと思いますけれど、一方では太子町の場合、算定額でいくと、他の近隣市町と比較したときには、かなり減ってくるというふうに、個人的には思えます。町長、副町長、教育長の給料で、あくまでこれは現行の基本給を変えずに減額措置ということを考えられていると思うのですが、減額措置は平成28年の8月までと書かれていますから、当然毎年この行財政審議会をやるのであれば、その都度検証すればいいのしょうけど、あくまで町長が公約している期間が過ぎれば、20%の減額措置がなくなるので、今の段階でさらにいくらか引いておく必要があると思います。

事務局

もしくは今の段階で現行の 89 万なり 73 万なりという基本給自体を変えておいた方が、何年か後に問題が残らないのではないかと思いますので、その辺も含めて検討していく必要があると思います。

三役の給料月額に関してですが、本給をさわずにカットでいくか、本給を改正するかは、最終的なその条例改正の時のテクニカルな部分でして、カットするということになりますと、いつまでカットするのかという期日を切る必要があります。

それにつきましては、適正な給与水準というのがこの水準にあるということを答申いただきましたら、冒頭にも言いましたように、理想的には、3 年から 5 年ぐらいのスパンで検証していく、それは上げる下げる関係なしに検証していくというのが理想ですので、例えば今から 4 年後に、平成 29 年度に再度検証した結果、ちょっと高いと、あるいはちょっと低いということであれば、この水準が適正であろうという答申を基に当局でどうするかという最終決定をするということなるわけなのですが、最終的に何%カットというような手法でいくのか、あるいは本給自体をさわるかということについては、提案する当局側で今後考えていきたいというふうに思っています。

それから、町長の今の 20%カットの期間なのですけども、任期中ということで、副町長、教育長を仮に減額措置ということで議案を上げようとするならば、いろいろな手法があります。カットするということだと期日を切ることになります。

当分の間というような表現もできますし、その辺については提案の段階で検討したいと思います。先に言いましたように、定期的に検証していく必要があると考えますので、上げる下げる関係なしに定期的に今後は検証していきたいと思っております。

廣橋委員

事務局からも説明がありましたけど、他の播磨町とか猪名川町とかは、期日を切って減額措置をしていますね。やはり今の経済情勢から言いますと、今まではずっと物価が下がったり、年金も上がらない、給料も凍結されて民間の若者の給料は全然上がらないというような状態が続いておりましたけれど、これから物価が上がり、またアベノミクスで給料も上がっていくというような状況も考えられます。減額措置をする場合には、本給をさわるのではなく、期日を切った減額措置が好ましいのではないかと思います。

会長

本給を減額した場合には、また上げる時に大変だと思うので、期間的なカットが、私もいいのではないかという気がします。町長のカットは平成 28 年の任期中ということですからね。副町長、教育

山本委員

長についても、期間的にカットするという方がよいと思います。

今、意見が出ましたように本給を減額するということになる、また、いつの時代かには上げなければならない時があると思います。そういう時になると大変難しい面もあります。事務局がおっしゃったように、3年か4年かのサイクルで見直すのだということであれば、町長が改選されたときに、カット率も含めて、報酬を見直すというそういう一つのルールをつくったらどうかと思います。

会 長

他にご意見はございませんでしょうか。他にご意見も無いようですので、本日はこれで審議を終了させていただきたいと思います。多くのご意見を伺いましたので、これを整理してもらい答申に反映したいと思いますので、お願いしたいと思います。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成26年2月14日

署名委員

山 本 俊 博

廣 橋 吉 三